

(1)標準工事日数(参考)

(日)

地区 請負対象 工事費	海草・那賀・伊都・有田 日高・西牟婁(本宮地区を除く)			西牟婁(本宮地区) 東牟婁		
	一般工事	舗装工事		一般工事	舗装工事	
		雑工事あり	雑工事なし		雑工事あり	雑工事なし
50万円以下	85	85	80	90	90	85
100万円以下	95	90	85	105	100	95
200万円以下	110	100	95	120	110	105
300万円以下	120	110	105	130	120	115
500万円以下	135	120	110	145	130	120
800万円以下	155	135	125	165	145	135
1,000万円以下	165	145	130	175	155	140
2,000万円以下	195	165	150	210	175	160
3,000万円以下	215	185	160	230	195	170
4,000万円以下	230	195	170	245	205	180
5,000万円以下	245	205	180	260	220	190
6,000万円以下	255	215	185	270	230	200
8,000万円以下	265	220	195	290	245	210
10,000万円以下	280	235	200	310	260	225
10,000万円超え	積み上げ	積み上げ	積み上げ	積み上げ	積み上げ	積み上げ

注) 1. 標準工事日数は参考とし、原則、以下の資料に基づき適正な工期設定を行う。

- 1) 直轄土木工事における適正な工期設定指針(国土交通省技術調査課)
- 2) 平成29年3月31日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長からの事務連絡
「週休2日の推進に向けた適切な工期設定について」
- 3) 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(国土交通省)
- 4) 港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン(国土交通省港湾局・航空局)
2. 本表に示す標準工事日数は、工事着手から完成までの全期間を指すものとする。
3. 対象工事請負金額は「本工事費＋付帯工事費」とし、支給品がある場合はその金額を加算したものとする。
4. 電力設備(設計書に計上したもの)及び火薬使用等その手続きに相当の日数を要する工事については、20日以内の日数を加算することができる。
5. 本表に示す標準工事日数は、雨天・猛暑日(WBGT値31以上)、休日等の作業不能日を含む。
なお、休日等は土曜日・日曜日・祝日を指す。
・猛暑日の加算日数は、海草・那賀・伊都・有田・日高・西牟婁(本宮地区を除く)は10日、
西牟婁(本宮地区)・東牟婁は15日としている。
6. 年末・年始・盆・祭り、その他地域の重要なイベント等にかかわる地域ぐるみの休業等にかかる工事はその日数を加算することができる。
7. 設計変更(増額)による増日数は、別表1・別表2の通りとする。

【適用例1】（一般工事）（別表1）海草・那賀・伊都・有田・日高・西牟婁(本宮地区を除く)

条 件： 当 初 設 計 額 1,500万円

当初の工事日数 195日

設 計 変 更 額 1,900万円

計算例： 増 日 数 = $\frac{(1,900 - 1,500)}{50} = 8$

変更日数 = 195 + 8 = 213(日)

【適用例2】（一般工事）（別表1）海草・那賀・伊都・有田・日高・西牟婁(本宮地区を除く)

条 件： 当 初 設 計 額 2,800万円

当初の工事日数 215日

設 計 変 更 額 3,200万円

計算例： 増 日 数 = $\frac{(3,200 - 2,800)}{66.7} = 6$ （四捨五入）

変更日数 = 215 + 6 = 221(日)

【適用例3】（舗装工事・雑工事なし）（別表1）海草・那賀・伊都・有田・日高・西牟婁(本宮地区を除く)

条 件： 当 初 設 計 額 550万円

当初の工事日数 125日

設 計 変 更 額 780万円

計算例： 増 日 数 = $\frac{(780 - 550)}{20} = 12$ （四捨五入）

変更日数 = 125 + 5 = 130(日)〔5日を限度としているので〕

【適用例1】（一般工事）（別表2）西牟婁(本宮地区)・東牟婁

条 件： 当 初 設 計 額 1,500万円

当初の工事日数 210日

設 計 変 更 額 1,900万円

$$\text{計算例： 増日数} = \frac{(1,900 - 1,500)}{50} = 8$$

$$\text{変更日数} = 210 + 8 = 218(\text{日})$$

【適用例2】（一般工事）（別表1）西牟婁(本宮地区)・東牟婁

条 件： 当 初 設 計 額 2,800万円

当初の工事日数 230日

設 計 変 更 額 3,200万円

$$\text{計算例： 増日数} = \frac{(3,200 - 2,800)}{66.7} \quad 6 \text{ (四捨五入)}$$

$$\text{変更日数} = 230 + 6 = 236(\text{日})$$

【適用例3】（舗装工事・雑工事なし）（別表1）西牟婁(本宮地区)・東牟婁

条 件： 当 初 設 計 額 550万円

当初の工事日数 135日

設 計 変 更 額 780万円

$$\text{計算例： 増日数} = \frac{(780 - 550)}{30} \quad 8 \text{ (四捨五入)}$$

$$\text{変更日数} = 135 + 5 = 140(\text{日}) \text{ (5日を限度としているので)}$$

別表 1 設計変更(増額)による増日数

[海草・那賀・伊都・有田・日高・西牟婁(本宮地区を除く)]

設計変更後の請負工事金額		一 般 工 事
50 万円超	100 万円以下の工事	15 日を上限として、 増加額 3.3 万円ごとに1日を加算
100 万円超	200 万円以下の工事	10 日を上限として、 増加額 6.7 万円ごとに1日を加算
200 万円超	300 万円以下の工事	増加額 6.7 万円ごとに1日を加算
300 万円超	500 万円以下の工事	増加額 10.0 万円ごとに1日を加算
500 万円超	800 万円以下の工事	増加額 30.0 万円ごとに1日を加算
800 万円超	1,000 万円以下の工事	増加額 30.0 万円ごとに1日を加算
1,000 万円超	2,000 万円以下の工事	増加額 50.0 万円ごとに1日を加算
2,000 万円超	3,000 万円以下の工事	増加額 66.7 万円ごとに1日を加算
3,000 万円超	4,000 万円以下の工事	増加額 66.7 万円ごとに1日を加算
4,000 万円超	5,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
5,000 万円超	6,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
6,000 万円超	8,000 万円以下の工事	増加額 133.3 万円ごとに1日を加算
8,000 万円超	1 億円以下の工事	増加額 133.3 万円ごとに1日を加算
1億円を超える工事		増加額 133.3 万円ごとに1日を加算

設計変更後の請負工事金額		舗装工事(雑工事[有])
50 万円超	100 万円以下の工事	増加額 5.0 万円ごとに1日を加算
100 万円超	200 万円以下の工事	増加額 10.0 万円ごとに1日を加算
200 万円超	300 万円以下の工事	増加額 10.0 万円ごとに1日を加算
300 万円超	500 万円以下の工事	増加額 13.3 万円ごとに1日を加算
500 万円超	800 万円以下の工事	10 日を上限として、 増加額 20.0 万円ごとに1日を加算
800 万円超	1,000 万円以下の工事	増加額 30.0 万円ごとに1日を加算
1,000 万円超	2,000 万円以下の工事	増加額 50.0 万円ごとに1日を加算
2,000 万円超	3,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
3,000 万円超	4,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
4,000 万円超	5,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
5,000 万円超	6,000 万円以下の工事	5 日を上限として、 増加額 133.3 万円ごとに1日を加算
6,000 万円超	8,000 万円以下の工事	増加額 133.3 万円ごとに1日を加算
8,000 万円超	1 億円以下の工事	増加額 133.3 万円ごとに1日を加算
1億円を超える工事		増加額 133.3 万円ごとに1日を加算

設計変更後の請負工事金額		舗装工事(雑工事[無])
50 万円超	100 万円以下の工事	増加額 5.0 万円ごとに1日を加算
100 万円超	200 万円以下の工事	増加額 10.0 万円ごとに1日を加算
200 万円超	300 万円以下の工事	増加額 20.0 万円ごとに1日を加算
300 万円超	500 万円以下の工事	増加額 20.0 万円ごとに1日を加算
500 万円超	800 万円以下の工事	5 日を上限として、 増加額 20.0 万円ごとに1日を加算
800 万円超	1,000 万円以下の工事	増加額 20.0 万円ごとに1日を加算
1,000 万円超	2,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
2,000 万円超	3,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
3,000 万円超	4,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
4,000 万円超	5,000 万円以下の工事	5 日を上限として、 増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
5,000 万円超	6,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
6,000 万円超	8,000 万円以下の工事	増加額 400.0 万円ごとに1日を加算
8,000 万円超	1 億円以下の工事	増加額 400.0 万円ごとに1日を加算
1億円を超える工事		増加額 400.0 万円ごとに1日を加算

別表 2 設計変更(増額)による増日数
〔西牟婁(本宮地区)・東牟婁〕

設計変更後の請負工事金額		一般工事
50 万円超	100 万円以下の工事	15 日を上限として、 増加額 3.3 万円ごとに1日を加算
100 万円超	200 万円以下の工事	10 日を上限として、 増加額 6.7 万円ごとに1日を加算
200 万円超	300 万円以下の工事	増加額 6.7 万円ごとに1日を加算
300 万円超	500 万円以下の工事	増加額 10.0 万円ごとに1日を加算
500 万円超	800 万円以下の工事	増加額 30.0 万円ごとに1日を加算
800 万円超	1,000 万円以下の工事	増加額 30.0 万円ごとに1日を加算
1,000 万円超	2,000 万円以下の工事	増加額 50.0 万円ごとに1日を加算
2,000 万円超	3,000 万円以下の工事	増加額 66.7 万円ごとに1日を加算
3,000 万円超	4,000 万円以下の工事	増加額 66.7 万円ごとに1日を加算
4,000 万円超	5,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
5,000 万円超	6,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
6,000 万円超	8,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
8,000 万円超	1 億円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
1億円を超える工事		増加額 100.0 万円ごとに1日を加算

設計変更後の請負工事金額		舗装工事(雑工事〔有〕)
50 万円超	100 万円以下の工事	増加額 5.0 万円ごとに1日を加算
100 万円超	200 万円以下の工事	増加額 10.0 万円ごとに1日を加算
200 万円超	300 万円以下の工事	増加額 10.0 万円ごとに1日を加算
300 万円超	500 万円以下の工事	増加額 13.3 万円ごとに1日を加算
500 万円超	800 万円以下の工事	増加額 30.0 万円ごとに1日を加算
800 万円超	1,000 万円以下の工事	増加額 30.0 万円ごとに1日を加算
1,000 万円超	2,000 万円以下の工事	増加額 50.0 万円ごとに1日を加算
2,000 万円超	3,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
3,000 万円超	4,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
4,000 万円超	5,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
5,000 万円超	6,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
6,000 万円超	8,000 万円以下の工事	増加額 133.3 万円ごとに1日を加算
8,000 万円超	1 億円以下の工事	増加額 133.3 万円ごとに1日を加算
1億円を超える工事		増加額 133.3 万円ごとに1日を加算

設計変更後の請負工事金額		舗装工事(雑工事〔無〕)
50 万円超	100 万円以下の工事	増加額 5.0 万円ごとに1日を加算
100 万円超	200 万円以下の工事	増加額 10.0 万円ごとに1日を加算
200 万円超	300 万円以下の工事	増加額 20.0 万円ごとに1日を加算
300 万円超	500 万円以下の工事	増加額 20.0 万円ごとに1日を加算
500 万円超	800 万円以下の工事	5 日を上限として、 増加額 30.0 万円ごとに1日を加算
800 万円超	1,000 万円以下の工事	増加額 50.0 万円ごとに1日を加算
1,000 万円超	2,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
2,000 万円超	3,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
3,000 万円超	4,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
4,000 万円超	5,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
5,000 万円超	6,000 万円以下の工事	増加額 100.0 万円ごとに1日を加算
6,000 万円超	8,000 万円以下の工事	増加額 133.3 万円ごとに1日を加算
8,000 万円超	1 億円以下の工事	増加額 133.3 万円ごとに1日を加算
1億円を超える工事		増加額 133.3 万円ごとに1日を加算

(参考) 各観測所での猛暑日数(R元年～R5年の平均)

○工期に6月～9月を含む場合は、猛暑日の加算を行う。

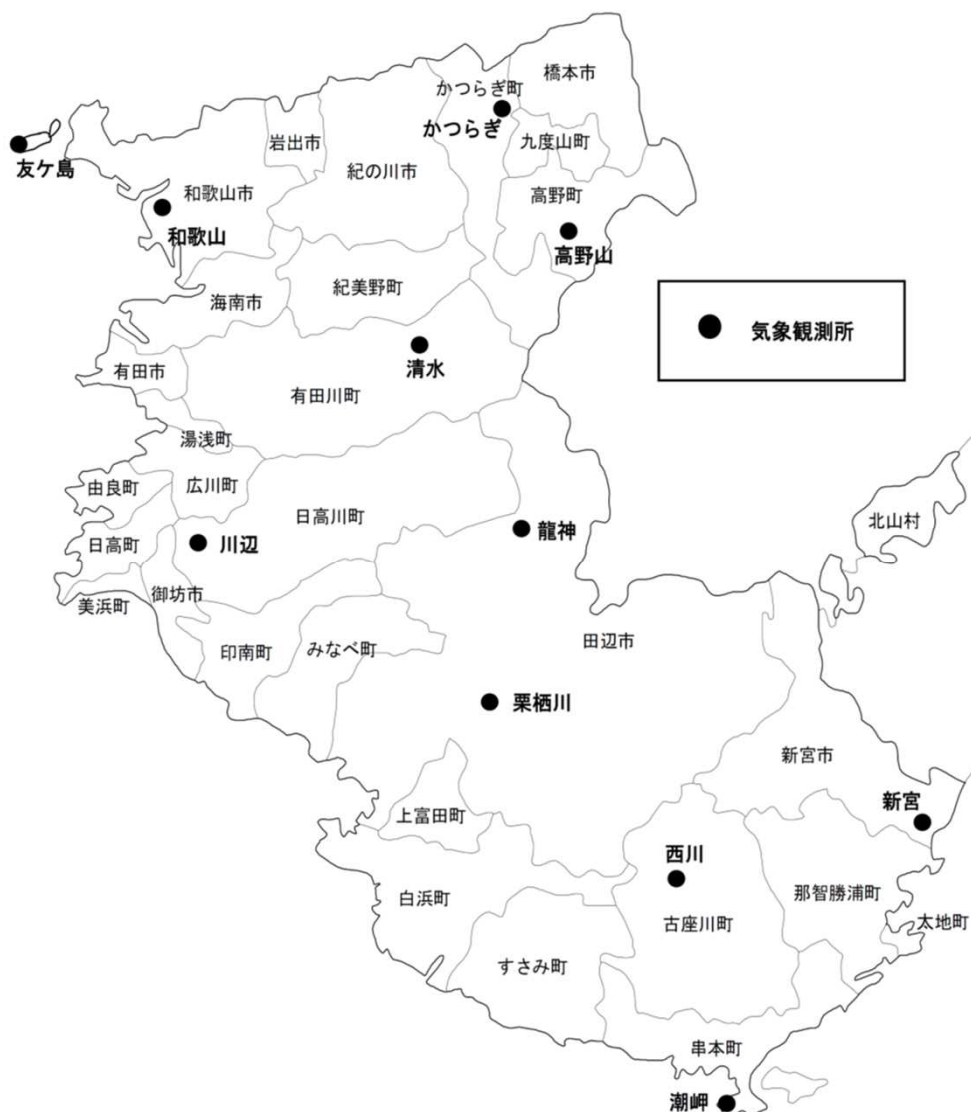
観測所は、工事場所の最寄りを基本とするが、標高・気象条件等も考慮し、決めるものとする。

観測所	所在地	北緯	東経	標高 (m)	猛暑日数
友ヶ島	和歌山市加太苦ヶ沖島	34 ° 16 . 8 '	134 ° 59 . 9 '	44	3日
和歌山	和歌山市男野芝丁	34 ° 13 . 7 '	135 ° 9 . 8 '	14	5日
かつらぎ	伊都郡かつらぎ町妙寺	34 ° 18 . 6 '	135 ° 31 . 7 '	142	8日
高野山	伊都郡高野町高野山	34 ° 13 . 3 '	135 ° 35 . 4 '	795	0日
清水	有田郡有田川町清水	34 ° 5 . 2 '	135 ° 25 . 5 '	240	2日
川辺	日高郡日高川町和佐	33 ° 53 . 6 '	135 ° 13 . 0 '	84	7日
龍神	田辺市龍神村湯ノ又	33 ° 56 . 7 '	135 ° 33 . 4 '	410	2日
栗栖川	田辺市中辺路町栗栖川	33 ° 47 . 5 '	135 ° 30 . 8 '	160	9日
潮岬	東牟婁郡串本町潮岬	33 ° 27 . 0 '	135 ° 45 . 4 '	68	3日
西川	東牟婁郡古座川町西川	33 ° 38 . 3 '	135 ° 42 . 6 '	150	10日
新宮	新宮市佐野	33 ° 41 . 2 '	135 ° 58 . 2 '	18	14日

猛暑日数とは、過去5年間(R元年～R5年)のWBGT値31以上の時間(8時～17時の間のデータを対象)を日数換算した平均日数(参考サイト)

・熱中症予防情報サイト(環境省) <https://www.wbgt.env.go.jp/>

・工期設定のための猛暑日数確認サイト(建設物価調査会) <https://nechusho.kensetu-navi.com/mousyo/>



(2)水門工事鋼材単価の材料割増率とスクラップの該当品目

表 材料割増率

材 料 名	割増率 (%)	備 考
鋼板・ステンスクラッド鋼板	12	
ステンレス鋼板	12	
銅板	25	
形鋼・平鋼 ステンレス平鋼, ステンレス形鋼	10	
棒鋼 ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼	20	鉄筋・PC鋼線は含まない
鋼管, 銅管などの管材	10	
炭素鋼	15	ポンプ主軸に適用
鋳鉄	20	
鋳鉄	10	ポンプケーシング吸吐出管に適用
鋳鋼	30	
鋳鋼	20	ポンプ羽根車に適用
ステンレス鋳鋼	20	ポンプ羽根車に適用
銅合金鋳物	40	
銅合金鋳物	20	ポンプ羽根車に適用
鍛鋼	30	
アルミニウム合金鋳物	20	換気設備のファンロータに適用
アルミニウム合金板材	12	
アルミニウム合金型材・管材	10	

(注) ステンレス鋼板で, 中・大形水門, 堰及びダム用水門設備等の戸当り金物のように機械加工を伴う場合の材料割増率は 25%とする。

表 スクラップの該当品目

材 料 名	スクラップの該当品目
鋼板・ステンスクラッド鋼板	ヘビーH1
ステンレス鋼板・銅板	ステンレス鋼板: ステンレス新断
ステンレス平鋼, ステンレス形鋼	銅板: 銅くず(並)
形鋼・平鋼	ヘビーH1
棒鋼・丸鋼, ステンレス棒鋼・丸鋼	普通棒鋼・丸鋼: 鋼ダライ粉A ステンレス鋼棒・丸鋼: ステンレス新断
鋼管, 銅管などの管材	鋼管: ヘビーH1 銅管: 銅くず(並)
鋳鉄	銑ダライ粉A
鋳鋼	鋼ダライ粉A
銅合金鋳物	黄, 青銅くず, 鋳物(並)
鍛鋼	鋼ダライ粉A
アルミニウム合金鋳物	アルミくず, 機械鋳物

(注) 表以外の材料は, 別途当該材質の品目を適用する。

(3) 物価資料価格の採用

物価資料に掲載される実勢価格を平均し、掲載価格の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

例) 「11,000」と「12,000」の平均 = 11,500 → 11,500 を採用 (最低3桁)
「13,700」と「14,000」の平均 = 13,850 → 13,800 を採用 (掲載価格有効桁3桁)
「14,250」と「14,520」の平均 = 14,385 → 14,380 を採用 (掲載価格有効桁4桁)
「68.5」と「69.0」の平均 = 68.75 → 68.7 を採用 (掲載価格有効桁3桁)

物価資料の掲載価格を単位換算し、決定額とする場合も上記内容に準じる。

一方の物価資料にのみ掲載され、単位換算等補正を実施する場合は、有効桁を上3桁とし、以下を切り捨てる。

例) 10,700円/本を定尺3.66m/本でm単価とする。
 $10,700/3.66 \rightarrow 2923.49... \rightarrow 2920$ を採用 (上3桁有効以下切り捨て)